



大町市キャラクター
おおまぢよん

／ お互いさまのまちづくり

第187号
平成29年4月1日

社協 おおまぢ

楽しいな～ 東中原町 東水会



東中原町では、住民有志の集まり「東水会」を公民館で月2回開催しています。「定年後のぼけ防止に」と会が始まって今年で12年目。現在の会員は12人です。町内住民であれば誰でも参加可能として募集していますが、気付けば男性中心に。年2回は市内のカラオケ店などに出掛け親睦を図っています。会は、午後7時から始まり、最初の30分は乾杯の発声から喉を潤すのが毎回の決まり。会員からは「月2回の息抜き」と、会員同士の話は尽きません。東中原町住民のパワーを感じる時間でした。



主な内容

- ◆平成29年度事業計画・予算…………… 2～3ページ
- ◆第3次地域福祉活動計画が完成しました！… 4ページ
- ◆知って得する社協の講座…………… 5ページ
- ◆社協の備品お貸しします！…………… 6ページ
- ◆一般会費納入のお願い・社協の相談事業…… 7ページ
- ◆お知らせ 安心くらしのもちもちサービスほか…… 8ページ

平成29年度 事業計画・予算

基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」

主要事業 (抜粋)

◆地域福祉推進基盤の強化

(1) 法人運営事業

経営管理体制の強化、労働環境の整備に取り組みます。

(2) 災害時支援体制の強化

各地区の防災関係者相互の連携研修会を開催します。地域の災害支援者を育成する災害サポーター養成講座を開設します。

(3) 会員組織強化事業

従来的一般会員と特別会員に加え、企業等が参画いただける法人会員を新設し募集します。

(4) 赤い羽根共同募金運動推進事業

地域福祉活動の主要財源となる共同募金を、大町市共同募金委員会と協働して推進します。

◆お互いさまのまちづくり

(1) 地域ふれあい交流事業

地域の交流会で買い物ができる環境づくりについて皆さんの要望を聞き、その手法を検討します。



地域の公民館での買い物
(宮田町にここサロン)

(2) 住民支え合いマップ事業

災害時の迅速な救援活動や日頃の支え合いを目的とした「支え合いマップ」の作成や更新をお手伝いします。

(3) 小地域福祉ネットワーク事業

ネットワーク相互の連携と交流を目的に交流会を開催するほか、小地域福祉活動を推進します。

(4) ボランティアセンター運営事業

地域のボランティアニーズを把握するとともに、センターの機能強化に努めます。

(5) 有償ボランティア事業

住民参加型有償在宅サービス「安心くらしのもちもちサービス」の協力会員養成講座を開催し、活動の輪を広げます。

◆安心して暮らせるまちづくり

(1) 心配ごと相談事業

専門相談員と司法書士による相談窓口を開設します。

(2) 福祉輸送サービス事業

一人では公共交通機関の利用ができない人のために、福祉車両での送迎サービスを行います。

(3) 日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある人が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを提供します。

(4) 成年後見支援センター事業

成年後見制度の利用に関する相談窓口を開設するとともに、必要な人への法人後見の受任を行います。

(5) 豊かな暮らし応援事業

雪かき支援員の派遣など、生活の質の向上をお手伝いします。

(6) 高齢者福祉活動の推進

① 訪問介護事業

訪問介護員(ヘルパー)による家事援助や身体介護のサービスを提供します。

② 訪問入浴介護事業

入浴設備を搭載した車両で訪問し、看護師と介護員による自宅での入浴サービスを提供します。

③ 通所介護事業 (ひなたぼっこ、こすもす、みさか、みあさ)

各デイサービスセンターで、入浴や食事、機能訓練、レクリエーション活動を提供します。

(7) 障がい福祉活動の推進

① 障がい理解促進事業

「信州あいサポート企業」として、障がい理解促進を目的に住民向け講座を開催します。



障がい理解促進講座
「車いす体験」

② 障がい者余暇活動支援事業

旅行やスポーツなど余暇活動の機会を提供します。

③ 障がい者就労支援事業

障がい者の就労に関する相談や、企業側への働き掛けを行います。

④ 障害福祉サービス相談支援事業

利用者の状況に応じたサービス利用計画を作成します。

⑤ 大北圏域障害者相談支援事業 (スクラム・ネット)

大北地域在住の障がい者や家族からの相談に幅広く対応し支援します。

⑥ 発達障がいサポート・マネージャー事業 (スクラム・ネット)

発達障がい者や家族が安定した生活が送れるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

⑦障がい者地域活動支援センター事業（ハーモニー・ルーム）

趣味や特技を生かした講座型の活動を行い、活力ある在宅生活が送れるよう支援します。

⑧障がい者居宅介護事業

障がい者に訪問介護員（ヘルパー）によるサービスを提供し、自立生活を支援します。

⑨多機能型障害福祉サービス事業（ひまわりの家・たんぼぼ・すずらん）

利用者に必要な生活上の介護や就労の場を提供し、社会参加を促進します。

(8)子育て支援活動の推進

①子育て応援ネットワーク事業

支援関係者の相互連携により、子育てニーズの共有と継続した支援体制づくりを推進します。

②育児支援ヘルパー派遣事業

産前産後に心身の不調等で支援を必要とする家庭に、育児支援ヘルパーを派遣します。

③療育支援事業（スクラム・ネット）

障がいのある児童を早期発見し、療育支援を行うことで心身の発達を促進します。

(9)経済的支援活動の推進

①生活困窮者等自立支援事業（まいさば大町）

継続的な生活支援や就労支援を行い、経済的自立を促進します。

②資金貸付事業（小口資金・生活福祉資金）

低所得世帯や、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付事業を実施します。

③災害見舞金等支給事業

火災や自然災害の被災世帯に、寝具や見舞金を支

給します。

◆受け継がれるまちづくり

(1)福祉の意識啓発

①福祉情報発信事業

広報紙やホームページ等で、今後求められる地域活動やボランティア活動の情報を発信します。

②地域福祉意識啓発事業

第3次地域福祉活動計画を広く周知するとともに、福祉啓発標語の募集や社会福祉大会の開催により、地域福祉の意識を啓発します。

(2)地域の担い手育成

①福祉教育推進事業

学校や地域、企業等と連携し、福祉教育を推進します。

②生活支援体制整備推進事業

地域社会の変化や制度改正の影響等による生活課題を調査し、関係者と協議しながら必要な支援体制の整備を推進します。

(3)地域福祉活動団体の育成

①企業ボランティア育成事業

企業が行うボランティア活動の活性化を図ります。

②地域福祉活動団体育成事業

市内で活動している福祉団体、ボランティア団体が行う事業に対する助成と活動支援を行います。



企業ボランティア「高齢者宅の草取り」

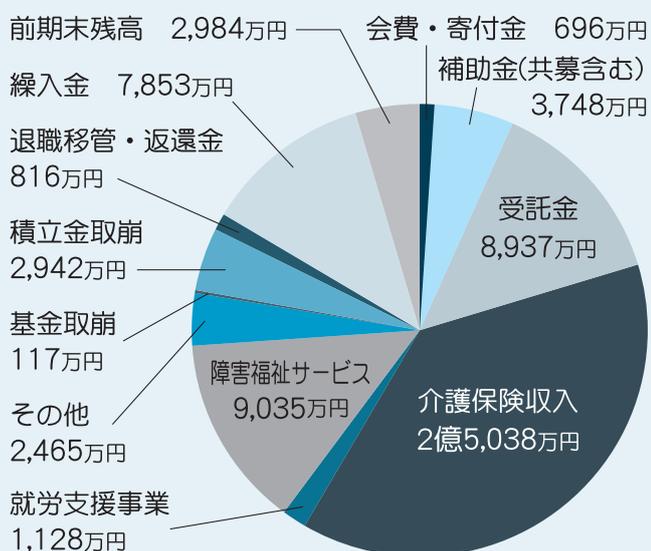


ゆずり葉の会の活動

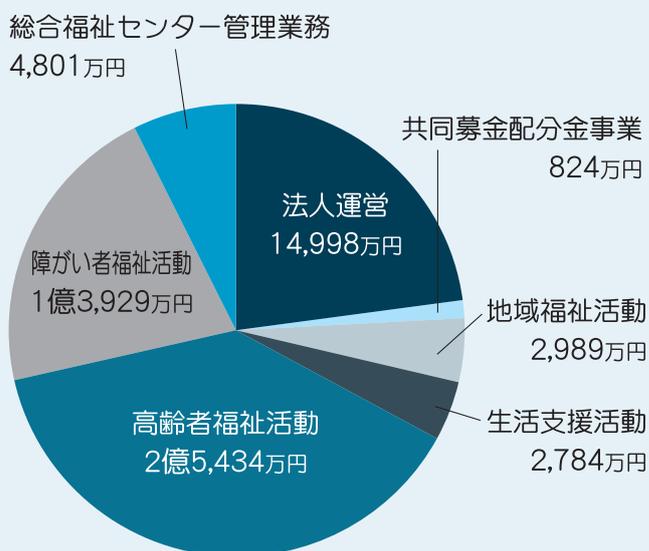
収 支 予 算

(単位：万円)

収入総額 6億5,759万円



支出総額 6億5,759万円



第3次大町市地域福祉活動計画が完成しました!

基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」を目指し、地域住民と福祉関係者などが協力して取り組む、平成29年度から5カ年の行動計画が完成しました。基本理念の実現に向け、一緒に活動しましょう。



基本理念

誰もが安心して
暮らし続けることができる
地域づくり

基本目標

お互いさまのまちづくり



有償ボランティアの取り組み
～安心くらしのもちもちサービス～

安心して暮らせるまちづくり

受け継がれるまちづくり



担い手育成
～お出掛けボランティア養成講座～

基本計画

～住民主体の取り組み～

- 地域の支え合い活動の輪を広げる
- ボランティア活動を推進する

～事業所主体の取り組み～

- 生活支援活動を推進する
- 高齢者福祉活動を推進する
- 障がい者福祉活動を推進する
- 子育て支援活動を推進する
- 経済的支援活動を推進する

～社協主体の取り組み～

- 福祉の意識を啓発する
- 地域の担い手を育成する
- 地域福祉推進基盤を強化する

※詳しい内容は、ダイジェスト版（5月に配布予定）で紹介します。

計画作りへのご協力ありがとうございました

策定委員会から3月2日、計画案が答申されました。

昨年8月からの計画作りでは、策定委員の皆さんをはじめ、住民意識調査や井戸端会議などで、多くの住民や福祉関係者の皆さんにご協力をいただきました。

皆さんから寄せられた貴重なご意見を基に、住民主体の地域福祉推進に取り組んでまいります。



策定委員の皆さん

<策定委員会の答申における配慮事項>

- ◆地域を構成する全ての人や組織がそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組めるよう、計画の趣旨を十分周知すること。
- ◆寄せられた多くの意見は、計画実施に当たり、十分参考にすること。
- ◆計画の期間中、毎年度の達成状況を把握しながら、評価と改善に取り組むこと。

知って得する社協の講座

～セカンドライフをより良く過ごすために～

3月3～15日の間の計4回の講座には、延べ190人の皆さんが参加し、お片付けの方法や相続の基礎知識、軽度認知障害、成年後見制度などを学びました。それぞれの講座の内容を紹介します。

3/3開催 「整理収納講座」



講師 宮嶋 万輝代 さん(シンプルお片づけ)

「片付けはできて当たり前なのに…と思っていませんか」という問い掛けから始まった講座。

片付けはできなくて当たり前。片付けの方法は、学校などでは教えてくれない。

知らず知らずのうちに、物が増えてしまう人は、物を片付けるために収納ケースなどを買ってしまっている。一時的には片付けられているように感じるが、実際は物が減っていないので片付けられていない。



整理収納の考え方を
分かりやすく説明いただきました。

3/8開催 「成年後見制度」



講師 守屋 幹雄 さん(合同会社アイエル)

認知症などで判断能力が低下した人の財産や権利を守る制度として成年後見制度がある。

平均寿命が延び、高齢化率が高まってきているだけでなく、高齢者の約半数は一人暮らしあるいは、高齢者世帯。今後ますます制度の需要が高まってくる。

高齢者への公的サービスは、介護保険制度などで生活そのものをフォローする仕組みは充実してきた。しかし、それらサービスではフォローできない契約や各種申請手続きなど法律行為に関するものを行うのが成年後見制度である。

北アルプス成年後見支援センターの
紹介もしていただきました。

3/10開催 「軽度認知障害について」



講師 高橋 妙子 さん(メンタルケアセンターあづみ 副所長)

国内では、高齢者の15%(約462万人)が認知症だと推計されている。しかし、その数に匹敵する約400万人が「軽度認知障害」だと推計もある。

軽度認知障害とは、認知症予備群のこと。軽度認知障害と診断された人のうち、1年以内に10～15%が認知症に進行するといわれている。

軽度認知障害については、研究が始まったばかりで、今後さまざまな治療法などが出てくることが予想されるが、今分かっていることは、規則正しい生活をし、適度な運動や人とのコミュニケーションを楽しみ、趣味を持つことが認知症予防に効果があるといわれている。



認知症予防には
「仲間づくり」がキーワード。

3/15開催 「相続について」



講師 西山 秀一 さん(税理士)

この20年間で、家庭裁判所などに相続について相談されるケースが3倍に増えている。要するに相続争いをする家族「争族」が増えている。資産家だけでなく、むしろ比較的低額の相続財産ケースが増えている。

相続で争わないために、一つ目として「遺言書」の作成がおすすめ。公証役場の公証人が作成する「公正証書遺言」。二つ目として、「生前贈与」。さまざまな制度の中で生前贈与が可能であるが、メリットは相手の喜ぶ顔が見えること。

税法が変わったが、まだ相続税は非課税の人が多い。相続ビジネスとして、相続税対策でマンションやアパート経営をする人がいる。当然、多額の資産を持っている方は、そのような対策は有効であるが、まず自分がどれほどの資産を持ち、相続した場合、相続税が発生するのかしないのか確認することが重要。

争わない相続の方法を
紹介いただきました

皆さんの暮らしをお手伝い!

社協の備品お貸しします!

一地域で、学校で、会社で活用くださいー

春になり、各地域ではさまざまな交流イベントを計画していると思います。また、お花見など外出する機会も増えてくる季節です。

社協では、そんな地域交流や余暇活動のお手伝いができればと、備品の貸し出しサービスを行っています。ぜひ、ご利用ください。



地域の行事にお使いください



綿菓子機



ポップコーン機



手作りゲーム各種



DVD内蔵プロジェクターほか



ワイヤレスアンプセット



テント(2間×4間)

こんなゲーム知ってますか?

ボッチャ パラリンピックの正式種目になっているスポーツ。老若男女、障がいの有無にかかわらず、どなたでも楽しめます。



卓上カーリング

屋内で楽しめるゲーム。天気を気にすることなく、冬でも楽しめます。



「けがや旅行で急に車いすが必要になった」家族旅行に車いすのおばあちゃんも一緒に



車いす



ジンリキ

車いすに「ジンリキ」を装着する

砂利道や未舗装などの不整地でも車いすの使用ができます。



◆利用できる人

- 利用条件：市内で活動する団体（自治会やボランティア団体）または個人
※社協一般会員に限る。
- 利用期間：1週間以内
- 利用料：無料（備品使用に係る消耗品や材料費等は利用者負担となります。）

◆貸出窓口：大町市社会福祉協議会（大町市総合福祉センター内）

◆利用方法：予約状況を確認の上、申込書により申し込んでください。



大町市社会福祉協議会の一般会費納入のお願い (平成29年度分)

会費

600円
(1世帯当たり)

会費は地域活動やボランティア活動などの財源として活用します。

- **納入方法** 自治会を通して納入いただくか、納入窓口までお持ちください。
- **期 間** 平成29年4月3日(月)～5月31日(水)※土・日曜日、祝日は除く
- **納入窓口** 大町市・八坂・美麻総合福祉センター、平・常盤・社公民館
- **問い合わせ** 大町市社会福祉協議会 TEL22-1501

一人で悩むよりもまず相談！
お気軽にご相談ください

社協の相談事業

事前予約にご協力ください

心配ごと相談・司法書士相談

日々の暮らしの中の大小の悩み事について、解決の糸口を相談者と共に見い出していく相談窓口を開設しています。複数の相談員で相談に応じます。お気軽にお電話ください。

大北地域心配ごと相談日程 4月・5月

	期 日	時 間	内 容	担 当 者	会 場	問 い 合 せ		
4月	4月10日(月)	13:00～16:00	心配ごと相談	心配ごと相談員	大町市 総合福祉センター	大町市社協 ☎22-1501		
		13:00～15:00	司法書士相談	司法書士				
	4月24日(月)	13:00～16:00	心配ごと相談	心配ごと相談員				
		13:00～15:00	司法書士相談	司法書士				
	4月11日(火)	13:30～15:30	なんでも相談	心配ごと相談員			やすらぎの郷	池田町社協 ☎62-9544
	4月25日(火)							
4月5日(水)	13:00～15:00	生活全般 子育て相談	民生委員 児童委員	ゆうあい館	松川村社協 ☎62-9000			
4月5日(水)	13:00～15:00	法律相談 ※完全予約制	弁護士	白馬村保健福祉 ふれあいセンター	白馬村社協 ☎72-7230			
5月	5月8日(月)	13:00～16:00	心配ごと相談	心配ごと相談員	大町市 総合福祉センター	大町市社協 ☎22-1501		
		13:00～15:00	司法書士相談	司法書士				
	5月22日(月)	13:00～16:00	心配ごと相談	心配ごと相談員				
		13:00～15:00	司法書士相談	司法書士				
	5月9日(火)	13:30～15:30	なんでも相談	心配ごと相談員			やすらぎの郷	池田町社協 ☎62-9544
	5月23日(火)							
	5月10日(水)	13:00～15:00	生活相談 人権相談	民生委員 人権擁護委員			ゆうあい館	松川村社協 ☎62-9000
5月10日(水)	13:00～15:00	心配ごと相談	司法書士 人権擁護委員 民生児童委員	白馬村保健福祉 ふれあいセンター	白馬村社協 ☎72-7230			

長野県・大町市生活就労支援センター 「まいさぼ大町」

生活や就労で困っている皆さんの相談窓口を開設しています。

日程 月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く) 8:30～17:30

日常生活自立支援事業

障がいのある人や高齢者で、ご自身で判断することが難しく、日常生活や財産管理で困っている皆さん。社協が金銭管理を含めた日常生活をお手伝いします。

相談日 月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く) 8:30～17:30

住民参加による新しい支え合いの仕組みが始まります！

大町市社会福祉協議会
有償在宅サービス事業

安心くらしのもちもちサービス

◆もちもちサービスって？

草刈りやごみ出し、冬期間ストーブへの給油など、「自分だけでは大変」といった日常生活の中でのちょっとした困り事を、住民同士が“もちつもたれつ”支え合いながら解決していく、住民参加型有償在宅サービスの仕組みです。大町市社会福祉協議会が利用会員と協力会員をつなぎます。

◆サービスの内容

- 庭先の草刈り
- ごみ出し（自宅からごみ集積所まで）
- 電球交換
- 外出支援（散歩や買い物の付き添い）
- 買い物代行
- 通院時の院内付き添い、薬の受け取り
- その他必要と認めるもの

◆時間と料金

- 利用時間** 午前8時30分～午後5時
- 基本料金** 30分300円 ※以降30分毎300円

※チケット制になっていますので、事前にチケットを大町市社会福祉協議会から購入していただきます。

◆サービス開始までの流れ

サービスの利用を希望する場合は、まず、大町市社会福祉協議会までお電話ください。



担当者がお宅に訪問し、サービス内容、料金、時間帯について確認させていただき、利用会員登録をします。

協力会員が訪問し、サービスがスタートします。
※申し込み内容によっては、協力会員との調整が取れないことがありますのでご了承ください。

もちもちサービス 協力会員募集!

新しい取り組みを始めるに当たり、担い手となりご協力いただける「協力会員」を併せて募集しています。

申し込み・問い合わせ

大町市社会福祉協議会
TEL22-1501 FAX22-7071



ボランティア活動保険に加入しましょう!

ボランティア活動保険は、ボランティアが活動中の事故でけがをした場合や、他人の物を壊してしまったことにより損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われます。また、活動場所と自宅との往復途中の事故や熱中症、ボランティア自身の食中毒、特定感染症も補償されます。

- 補償期間** 4月1日～3月31日
- 加入条件** 大町市ボランティアセンターに登録した人。
- 掛金** Aプラン350円 Bプラン510円（平成29年度）
※年度中途加入の場合も、上記掛金となります。
- 掛金補助** 大町市ボランティアセンターに登録された個人や団体には、社協で一人掛金の半額を補助します。
- 問い合わせ** 大町市ボランティアセンター TEL22-1501

ふれあいの窓

善意の寄附をありがとうございます

【現金】 大町青年会議所シニアクラブ……………30,000円、昭和電工(株)大町事業所……………100,000円
新しい編み物サークル……………24,700円

【使用済み切手等】 市川 尊典 ほか匿名多数

敬称略 平成29年1月16日～3月15日受け付け分

「社協 おおまち」へのご意見、ご希望、投稿など皆さんの声をお寄せください。

〒398-0002 大町市大町1129 大町市総合福祉センター内

編集・発行：社会福祉法人 大町市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL22-1501 FAX22-7071

URL <http://www.omachishakyo.org/> E-mail soumukikaku@omachishakyo.org